

News Letter

岡田人事労務管理事務所

〒150-0013 渋谷区恵比寿1-30-8 プライムコート恵比寿2F
TEL:03-5789-2704 FAX:03-5789-2705
http://www.okada-sr.com

法律改正

○労働基準法改正の具体的な取り扱い！

改正労働基準法が昨年12月に成立し、来年4月1日より施行されます。改正のポイントは、法定労働時間を超えた労働が長時間に及んだ場合に、次のとおり割増賃金の率を現行の率（25%以上）から引き上げるものです。

- ①法定時間外労働が定められた限度時間（例えば1ヵ月では45時間）を超えて働かせる場合、法定割増賃金率（25%以上）を超える率とするよう努めること
- ②1ヵ月60時間を超える法定時間外労働に対しては、50%以上の率で計算した割増賃金を支払うこと

つまり、法定時間外労働をさせるには、労使で「時間外休日労働に関する協定」（通称「36協定」）を結ぶ必要があります。さらに一定の時間を超えて時間外労働をさせるには、協定に「特別条項」を盛り込む必要があります。今回の改正では、この「特別条項」を盛り込むのであれば、①のようにすることを求め、さらに月の時間外労働が60時間を超えるような長時間労働を強いる場合に②が適用されるのです。

法定時間内労働	法定時間外労働	限度時間を 超える労働①	月60時間を 超える労働②
通常の賃金	割増賃金 25%	割増賃金 25%超（努力義務）	割増賃金 50%

┆ 残業

▶
長時間労働

ただし、①は努力義務となっており、②は当分の間、中小企業への適用が猶予されています。これらの改正事項を具体的にどのように取り扱うのか、厚生労働省で詳しいリーフレットがホームページに掲載されました。

参考 ⇒リーフレット詳細版「改正労働基準法のポイント」（厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/za/0730/d27/d27-01.pdf>

○最低賃金について中央最低賃金審議会が答申

7月29日に開催された中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金の改定の目安について答申が出されました。生活保護の金額の方が最低賃金より多い地域があることから、昨年も大幅な引きが行われた最低賃金ですが、今年は、景気への配慮から引き上げ額はやや抑えられる見込みです。主なポイントは次のとおりです。

- ①昨年度より生活保護と乖離額を解消することとされていた都道府県（北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）
⇒昨年度の乖離額の解消予定年数を1年延長し、引き上げ
- ②昨年度に乖離額を一旦解消したが、今年度に新たに乖離額が生じた3県（青森、秋田、千葉）
⇒これを解消するための年数で除して得た金額を引き上げ
- ③その他の県については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さない

これから、今年度の引き上げ額の目安は全国加重平均で7円～9円となりました。今後、地位最低賃金審議会の審議を経て、今月末頃、各地域の最低賃金が決定されます。

ニュースの内容に関するご質問などは、弊所へお気軽にお問い合わせください。